

# 厚生労働省の取組について

- 1 障害児支援
- 2 保育所・放課後児童クラブにおける障害児・医療的ケア児の受け入れ
- 3 育児・介護休業法による両立支援制度

## 厚生労働省

社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室  
子ども家庭局 保育課  
子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室  
雇用環境・均等局 職業生活両立課

# 1 障害児支援

# 障害者総合支援法等における給付・事業

市町村

## 介護給付

- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・生活介護

## 訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助

## 自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療

- ・精神通院医療

## 自立支援給付

<国負担 1/2>

障害者・児

## 地域生活支援事業

<国補助 1/2以内>

- ・相談支援
- ・日常生活用具
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・意思疎通支援
- ・移動支援
- 等

支援

- ・広域支援
- ・人材育成
- 等

## 補装具

- ・義肢
- ・装具
- ・車椅子
- 等

## 相談支援

- ・基本相談支援
- ・地域相談支援  
(地域移行支援・地域定着支援)
- ・計画相談支援  
(サービス利用支援、継続サービス利用支援)

児童福祉法 <国負担 1/2>

## 障害児相談支援

## 障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

## 障害児入所支援

都道府県

障害福祉サービス

# 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 <span>者</span> <span>児</span>	198,170	21,641
		重度訪問介護 <span>者</span>	12,277	7,492
		同行援護 <span>者</span> <span>児</span>	26,236	5,749
		行動援護 <span>者</span> <span>児</span>	13,148	2,012
		重度障害者等包括支援 <span>者</span> <span>児</span>	46	10
日中活動系	介護給付	短期入所 <span>者</span> <span>児</span>	49,250	5,386
		療養介護 <span>者</span>	21,038	258
		生活介護 <span>者</span>	298,547	12,328
施設系		施設入所支援 <span>者</span>	124,345	2,560
居住支援系		自立生活援助 <span>者</span>	1,253	283
		共同生活援助 <span>者</span>	166,108	12,217
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） <span>者</span>	2,224	186
		自立訓練（生活訓練） <span>者</span>	14,083	1,299
		就労移行支援 <span>者</span>	35,719	2,991
		就労継続支援（A型） <span>者</span>	82,364	4,347
		就労継続支援（B型） <span>者</span>	321,371	15,895
		就労定着支援 <span>者</span>	15,030	1,534

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和4年11月サービス提供分（国保連データ）

# 障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	<b>児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	159,616	10,699
		<b>医療型児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,672	88
		<b>放課後等デイサービス</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	308,357	19,424
障害児訪問系	障害児支援に係る給付	<b>居宅訪問型児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	320	107
		<b>保育所等訪問支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	17,165	1,574
障害児入所系	障害児支援に係る給付	<b>福祉型障害児入所施設</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,324	180
		<b>医療型障害児入所施設</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,733	198
相談支援系	相談支援に係る給付	<b>計画相談支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> <span style="color: blue;">児</span> 【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成</li> <li>支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成</li> </ul> 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）</li> <li>事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨</li> </ul>	211,544	9,734
		<b>障害児相談支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成</li> <li>給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成</li> </ul> 【継続障害児支援利用援助】	72,079	5,969
		<b>地域移行支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	604	337
		<b>地域定着支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,074	555

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 4年 11月サービス提供分（国保連データ）

# 障害児支援の体系～児童発達支援～

## ○対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

## ○事業の概要

### 《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

### 《事業の担い手》

#### ①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

#### ②それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

## ○提供するサービス

### 児童発達支援

#### ○身近な地域における通所支援

- ・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

### 《児童発達支援センター》

○左の機能に加え、地域支援を実施

○主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上 ・保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

### 《児童発達支援センター以外》

○主な人員配置

- ・児童指導員又は保育士  
又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

# 障害児支援の体系～放課後等デイサービス～

## ○ 事業の概要

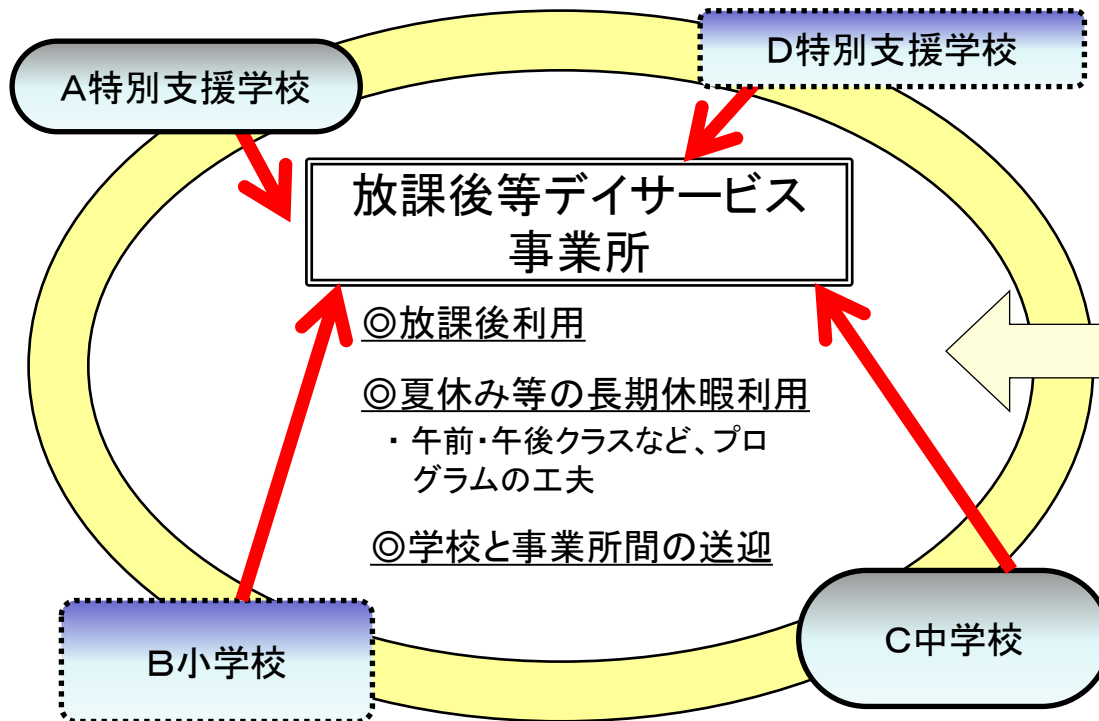
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

## ○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児  
(\*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

## ○ 利用定員

10人以上



## ○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
  - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
  - ②創作的活動、作業活動
  - ③地域交流の機会の提供
  - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

## 日中一時支援の概要(地域生活支援事業・任意事業)

### 事業の目的

- 障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

### 実施主体

【実施主体】 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合  
(実施率) : 85.6% (1,491 市町村) ※令和2年度地域生活支援事業費等補助金実績報告より

### 事業内容

1. 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他実施主体が認めた支援を行う。
2. 送迎サービスその他適切な支援を実施主体の判断により行う。
3. 事業は、地域のニーズに応じて行う。  
なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できない。



# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

### 支援措置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

# 医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いかわからない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

### 医療的ケア児支援センター (都道府県)

#### ● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの**様々な相談に総合的に対応**。  
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶ 家族等への**地域の活用可能な資源の紹介**を行う。

等

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。  
※都道府県が自ら行う場合も含む。  
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



#### ● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族の**ニーズの地域への共有**を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の**情報収集・発信**を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の**研修を実施**する。
- ▶ 地域の関係機関からの**専門性の高い相談に対する助言等**を行う。

等

#### 管内の情報の集約

仕事と育児を両立させたい。。

先々の子育ての見通しが見つからない。。

#### 医療的ケア児に係る様々な相談

兄弟に関わる時間がとれない。。

緊急時の預け先がない。。

夜間のケアがづらい。。

- ・調整困難事例の相談
- ・地域の医療的ケア児の状況の共有

### 市町村等（地域の支援の現場）

障害者就業・生活支援センター  
ハローワーク 等



訪問看護ステーション



医療機関



障害児通所支援事業所



#### 支援の実施



市役所



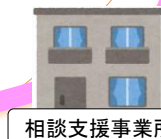
医療的ケア児やその家族を支援する多職種による連携体制の構築



学校



保育所・幼稚園



相談支援事業所

センター設置により相談先が明確化。

#### 医療的ケアのある子どもとその家族



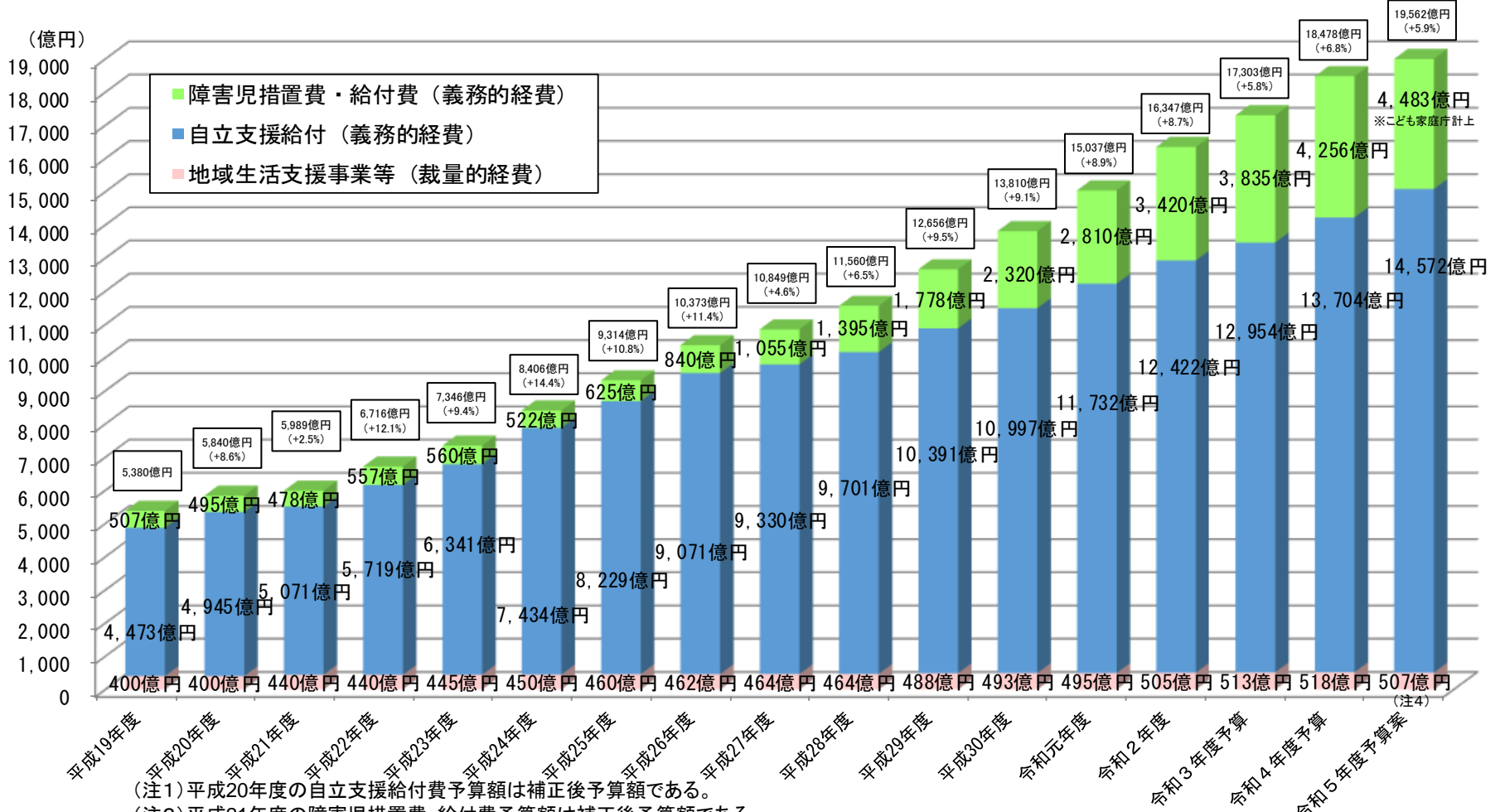
どこに相談すれば良いかわからない。。



- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

# 障害福祉サービス等予算の推移

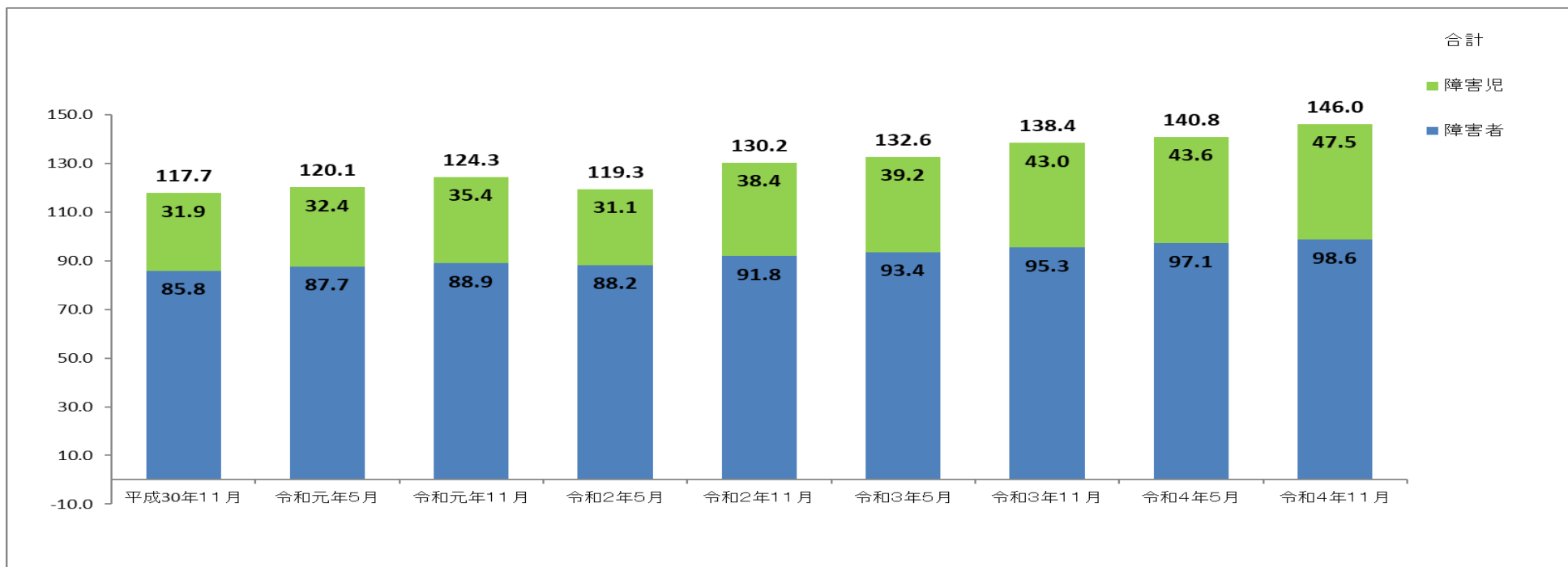
障害福祉サービス関係予算額は15年間で3倍以上に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。  
 (注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。  
 (注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。  
 (注4) 令和5年度予算案の地域生活支援事業等の予算案については、こども家庭庁移管分を除く。  
 ※ 令和4年度のこども家庭庁移管分を除いた地域生活支援事業等の予算は506億円。

# 利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

(単位:万人)



○令和3年11月→令和4年11月の伸び率(年率)..... 5.6%

(令和4年11月の利用者数)

このうち 身体障害者の伸び率..... 0.9%  
 知的障害者の伸び率..... 2.0%  
 精神障害者の伸び率..... 7.6%  
 障害児の伸び率..... 10.1%

身体障害者..... 22.7万人  
 知的障害者..... 44.0万人  
 精神障害者..... 30.0万人  
 難病等対象者... 0.4万人(4,321人)  
 障害児..... 48.9万人(※)

(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

## 2 保育所・放課後児童クラブにおける 障害児・医療的ケア児の受け入れ

# 障害児保育の概要

## 1. 財政支援

### 1 現状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

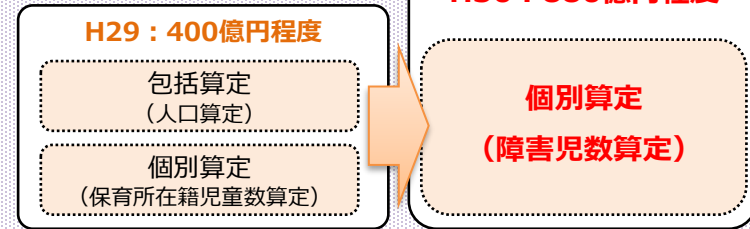
### 2 平成30年度における改善点

- ・ 保育所等における障害児の受入及び保育士等の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定経費に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**（令和2年度以降、障害児保育のための加配職員数も反映）

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				
	中度				
	軽度				
物件費					

<改善の経緯>



## 2. 現状

### 1 実施か所数及び受入児童数



### 2 障害児保育担当職員数 (R4.4.1時点)

単位：人

合計	障害児保育担当職員	
	常勤職員	非常勤職員
46,720	25,605	21,115

- ※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
- ※障害児数には、軽度障害児を含む
- ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
- ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

# 医療的ケア児保育支援事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数 (453億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者(医療的ケア児保育支援者)を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

## 2. 施策の内容

### <管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。



助言・支援等

### <基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、管内保育所の医療的ケアに関する支援を行うとともに、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行う。



体制整備等

### <自治体>

検討会の設置



ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

## 3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

- 基本分単価
  - ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円  
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)
- 加算分単価
  - ② 研修の受講支援 1施設当たり 300千円
  - ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,170千円
  - ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円  
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
  - ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円
  - ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2  
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対して、受入予定の医療的ケア児人数(見込み)が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3  
国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

【事業実施】

R2(公募ベース):109自治体(171か所)

## <保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数 (453億円) ※()内は前年度当初予算額

### 1. 施策の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

### 2. 施策の内容

#### 【対象事業】

#### 1. 基本改善事業(改修等)

- ①保育所等設置促進等事業(☆)  
保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業(☆)  
病児保育事業(体調不良児対応型)の実施に必要な改修等を行う事業

#### 2. 環境改善事業(設備整備等)

- ①障害児受入促進事業(☆)  
既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ②分園推進事業(☆)  
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③熱中症対策事業(★)  
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
- ④安全対策事業(★)  
安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業
- ⑤病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業(☆)  
病児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥緊急一時預かり推進事業(☆)  
緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業(☆)
- ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業(☆)  
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑧感染症対策のための改修整備等事業(★)  
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑨保育環境向上等事業(★)  
保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

#### 【補助制限】

- 制限無し：(☆)の事業
- 10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：(★)の事業

#### 【拡充内容】

- ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要な改修費等について補助

### 3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額】 1. 基本改善事業 1施設当たり 7,200千円 ノンコンタクトタイムスペース改修費 1施設当たり 100千円  
2. 環境改善事業(①~③、⑤、⑧、⑨) 1施設当たり 1,029千円 (④) 1施設当たり 500千円以内  
(⑥、⑦) 1施設当たり 32,448千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2  
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

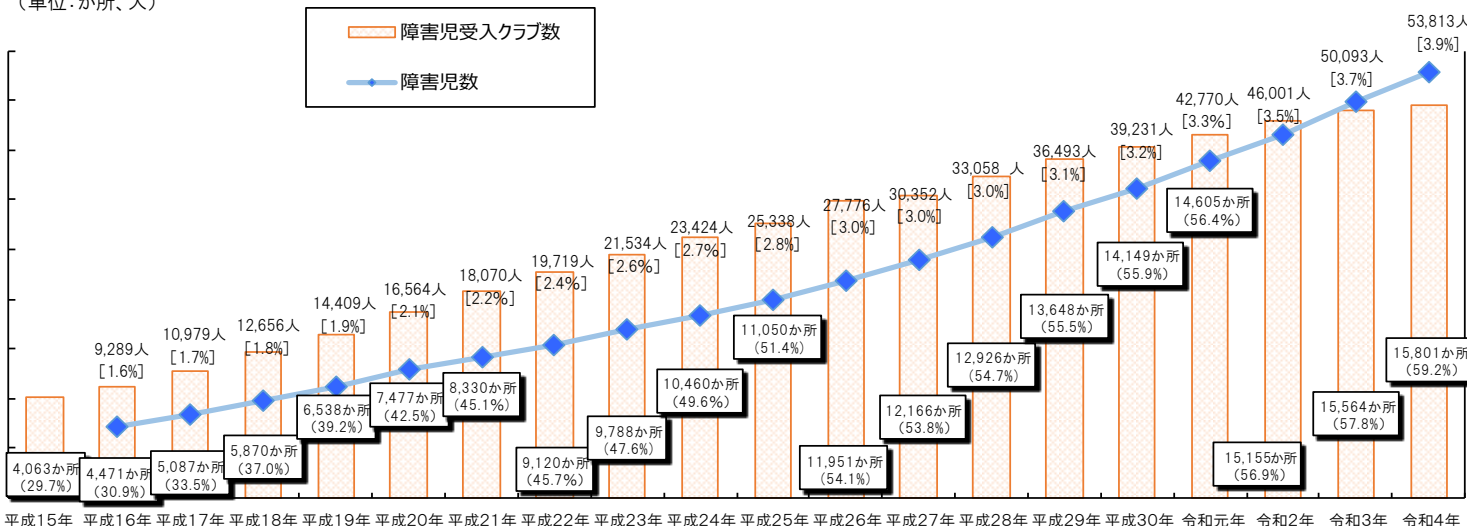


# 放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進について

## <障害児受入れクラブ数及び障害児数の現状及び推移>

- 障害児の受入れクラブ数及び受入れ児童数は、**年々、着実に増加**。※令和4年5月現在 15,801クラブ、53,813人
- 令和4年においては、それぞれの調査開始時と比較して、**障害児受入れクラブ数が約3.9倍・障害児数が約5.8倍に増加**。

(単位:か所、人)



**【「障害児」の対象】**

○「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童」とし、市町村には柔軟な対応を求めている。

(注1) 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在)(厚生労働省調)

(注2) ( )内は、全クラブ数に占める割合、[ ]内は全登録児童数に占める割合

(注3) クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

## <障害児の受け入れ推進のための国の補助>

### 【運営費】

- ① 障害児受入推進事業(放課後児童クラブ支援事業)  
障害児の受入を推進するため、専門的知識等を有する支援員等を配置(1名)するために必要な経費の補助を行う。  
⇒ 1支援の単位当たり加算補助額(年額): 2,000千円(令和5年度予算案)
- ② 障害児受入強化推進事業  
➢ 障害児3人以上5人以下の受入れを行う場合については、①に加え、更に1名を、障害児6人以上8人以下の受入れを行う場合については、①に加え、更に2名を、障害児9人以上の受入れを行う場合については、①に加え、更に3名を配置するために必要な経費の補助を行う。  
⇒ 1支援の単位当たり加算補助額(年額): 職員1人当たり2,000千円(令和5年度予算案)  
➢ 医療的ケア児を受け入れるクラブには、⑦看護職員の配置や⑧当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行うため必要な経費の補助を行う。  
⇒ 1支援の単位当たり加算補助額(年額)(令和5年度予算案)  
⑦: 4,061千円 ⑧: 1,353千円
- ③ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業(放課後子ども環境整備事業)  
障害児を受け入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても補助  
⇒ 1事業所当たり補助額(年額): 1,000千円(令和5年度予算案)

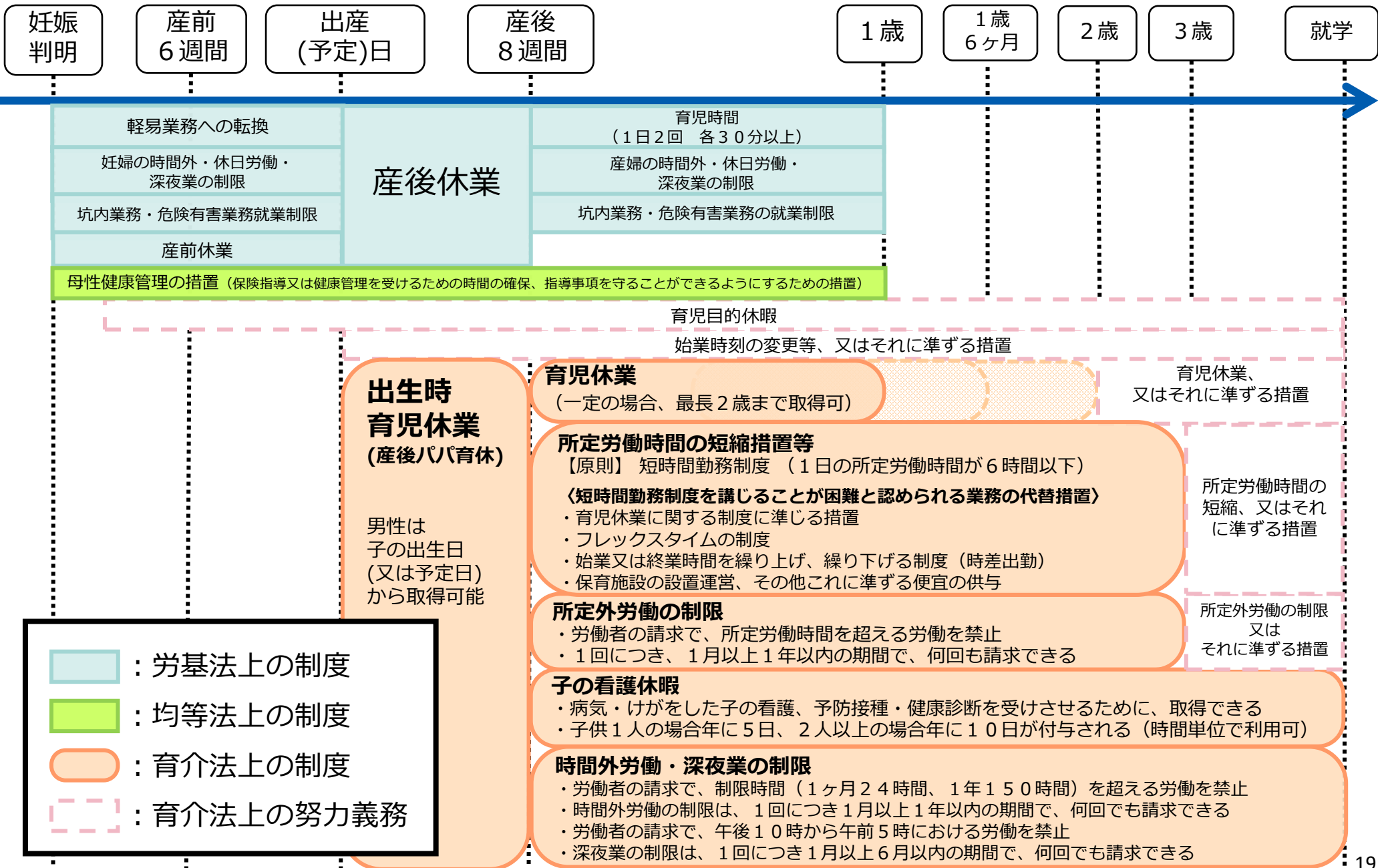
### 【障害児受入れ推進に係る補助事業の沿革】

- 平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設  
[障害児を4人以上受け入れるクラブへの加算]
- 平成15年度 人数要件の緩和 [障害児4人以上→2人以上]
- 平成18年度 人数要件の撤廃 [障害児2人以上→1人以上]
- 平成20年度  
・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増  
687千円→1,421千円
- 平成27年度 障害児受入強化推進事業の創設
- 平成29年度  
・障害児受入強化推進事業の人数要件の緩和  
[障害児5人以上→3人以上]  
・医療的ケア児受入のための看護職員の配置
- 令和4年度 障害児受入強化推進事業の拡充  
・6人以上8人以下、9人以上の場合の区分の創設  
・医療的ケア児受入のための付き添いによる送迎等の実施

### 3 育児・介護休業法による両立支援制度

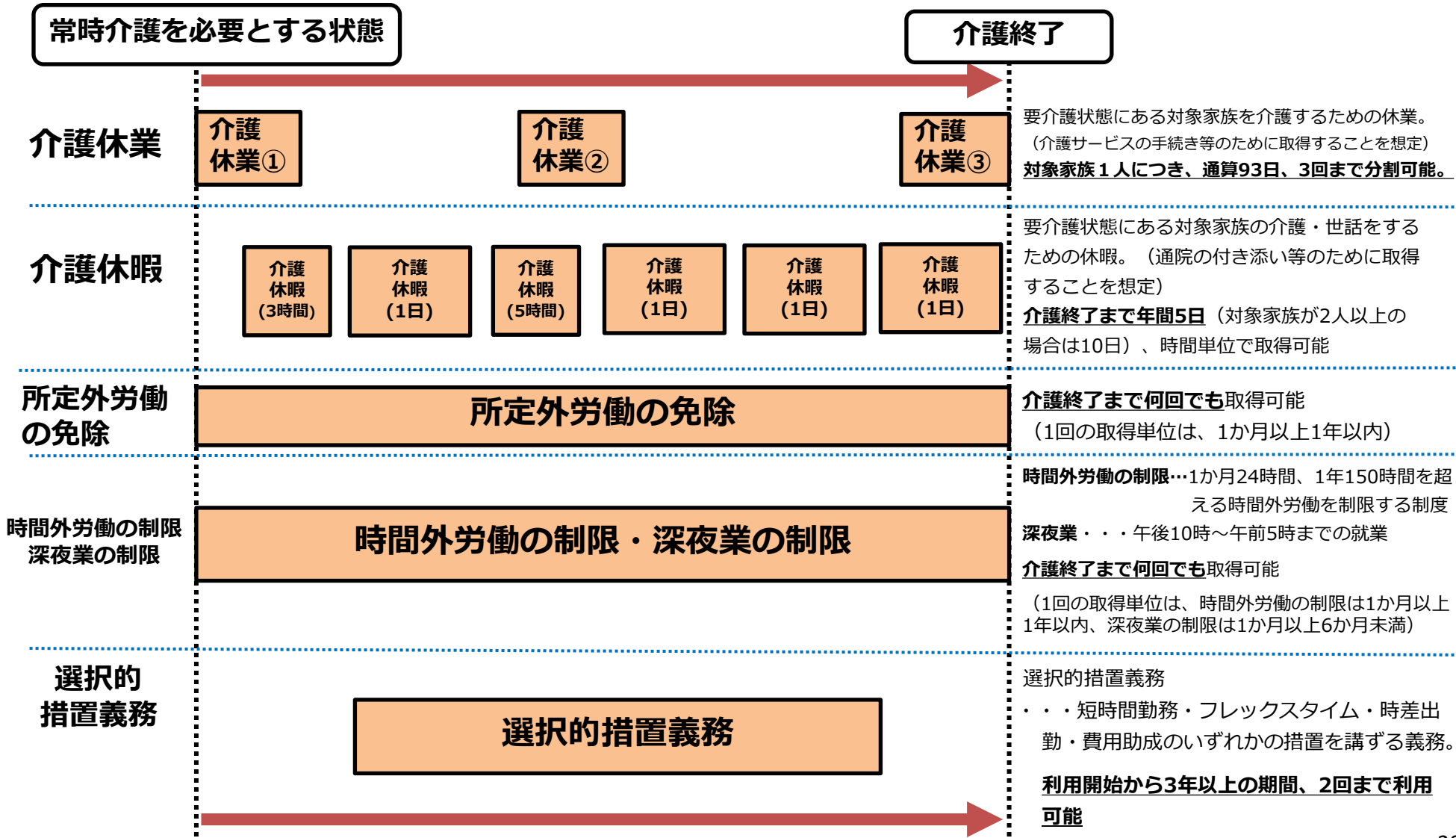
<p><b>育児休業</b> ※賃金の支払義務なし。※育児休業給付金(賃金の67%又は50%)あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 子が1歳(保育所に入所できないなど、一定の場合、最長2歳)に達するまでの育児休業の権利を保障(父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間)【パパ・ママ育休プラス】</li> <li>□ 子が1歳に達するまでに分割して原則2回まで取得可能(令和4年10月1日施行)</li> </ul>	<p><b>介護休業</b> ※賃金の支払義務なし。※介護休業給付金(賃金の67%)あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 対象家族1人につき、通算93日の範囲内で合計3回まで、介護休業の権利を保障</li> </ul> <p>※ 有期契約労働者は、 子が1歳6か月に達するまでに労働契約(更新される場合には更新後の契約)の期間が満了することが明らかでない場合であれば取得が可能(介護、出生時育児休業(産後パパ育休)も同趣旨) (「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件は令和4年4月1日に廃止されている。)</p>
<p><b>出生時育児休業(産後パパ育休)</b> (令和4年10月1日施行) ※賃金の支払義務なし。※出生時育児休業給付金(賃金の67%)あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 子の出生後8週間以内に4週間まで出生時育児休業(産後パパ育休)の権利を保障 ※2回に分割して取得可能、育児休業とは別に取得可能</li> </ul>	<p><b>介護休暇</b> ※賃金の支払義務なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 介護等をする場合に年5日(対象家族が2人以上であれば年10日)を限度として取得できる(1日又は時間単位)</li> </ul>
<p><b>子の看護休暇</b> ※賃金の支払義務なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 小学校就学前の子を養育する場合に年5日(2人以上であれば年10日)を限度として取得できる(1日又は時間単位)</li> </ul>	
<p><b>所定外労働・時間外労働・深夜業の制限</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 3歳に達するまでの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、所定外労働を制限</li> <li>□ 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働を制限</li> <li>□ 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業(午後10時から午前5時まで)を制限</li> </ul>	
<p><b>短時間勤務の措置等</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置(1日原則6時間)を義務づけ</li> <li>□ 介護を行う労働者について、3年の間で2回以上利用できる次のいずれかの措置を義務づけ ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制 ③始業・終業時間の繰上げ・繰下げ ④介護費用の援助措置</li> </ul>	
<p><b>個別周知・意向確認、育児休業を取得しやすい雇用環境整備の措置</b> (令和4年4月1日施行)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事業主に、本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出をした労働者に対する育児休業制度等の個別の制度周知・休業取得意向確認の義務づけ</li> <li>□ 事業主に、育児休業及び出生時育児休業(産後パパ育休)の申出が円滑に行われるようするため、研修や相談窓口の設置等の雇用環境整備措置を講じることを義務づけ</li> </ul>	
<p><b>育児休業の取得状況の公表</b> (令和5年4月1日施行)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に、毎年1回男性の育児休業等の取得状況を公表することを義務づけ</li> </ul>	
<p><b>不利益取扱いの禁止等</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事業主が、育児休業等を取得したこと等を理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止</li> <li>□ 事業主に、上司・同僚等からの育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを義務づけ</li> </ul>	
<p><b>実効性の確保</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 苦情処理・紛争解決援助、調停</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 勧告に従わない事業所名の公表</li> </ul>

# 妊娠・出産・育児期の両立支援制度



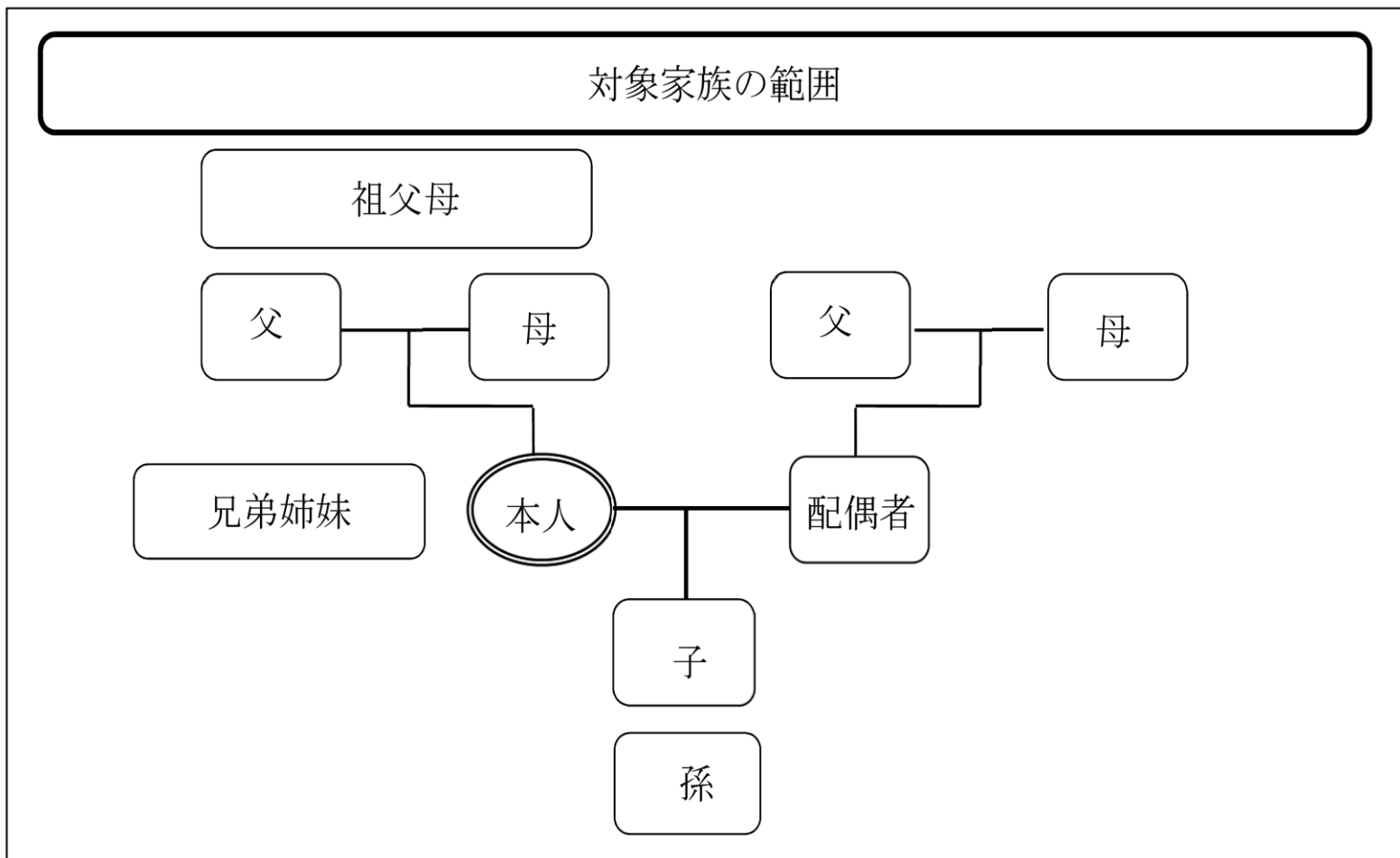
# 介護の両立支援制度

- 障害を持つ子の親は、育児と仕事の両立支援制度に加えて、子が要介護状態の要件を満たす場合、**介護休暇等の制度も利用可能。**



## 仕事と介護の両立支援制度の対象者について

- 対象家族の範囲は、**配偶者**（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、**父母及び子**（これらの者に準ずる者として、**祖父母、兄弟姉妹及び孫**を含む。）、**配偶者の父母**。



## 要介護状態の定義

要介護状態とは、**2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態**を指すもの。

「常時介護を必要とする状態」とは、**以下の（１）または（２）のいずれかに該当する場合**であること。

（１）介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

**（２）状態①～⑫のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。**

項目	1	2	3
①座位保持（10分間一人で座ることができることができる）	自分で可	支えてもらえればできる	できない
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定	できる	本人に関する重要な意思決定はできない	ほとんどできない

# 子の看護休暇と介護休暇

**1 時間単位での取得も可能**であり、**勤務時間を短縮することも可能**。

- ・子の看護休暇と介護休暇は、各要件に当てはまる場合、**毎年両方（合計10日（子が2人以上であれば20日））取得可能**。
- ・**介護休暇は**、要介護状態が続く限り、毎年新たに付与されるため、**年齢にかかわらず利用可能**。

	子の看護休暇 (育児・介護休業法第16条の2)	介護休暇 (育児・介護休業法第16条の5)
休暇の日数	1年に5日まで (子が2人以上の場合は10日まで)	1年に5日まで (対象家族が2人以上の場合は10日まで)
対象労働者	小学校就学の始期に達するまでの子を 養育する労働者  ※ただし、日々雇用される労働者及び 労使協定で以下のうち対象外とされた労働者を除く ・勤続6か月未満の労働者 ・週の所定労働日数が2日以下	要介護状態(※)にある対象家族の介護 その他の世話をを行う労働者  ※ただし、日々雇用される労働者及び 労使協定で以下のうち対象外とされた労働者を除く ・勤続6か月未満の労働者 ・週の所定労働日数が2日以下  ※要介護状態： 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、 2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態
対象家族	法律上の子(実子及び養子)	・配偶者(事実上の婚姻関係を含む)、 父母、子、配偶者の父母 ・祖父母、兄弟姉妹、孫
取得対象 となる世話	・負傷し、又は疾病にかかった子の世話 ・疾病の予防を図るために必要な子の世話(予防接種又は健康診断を受けさせること)	要介護状態にある対象家族の 介護・病院等の付き添い・介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の世話



- ・ 育児・介護休業法及びその指針において、事業主に対して、同法の措置に準じ、労働者の家族の状態等に配慮した必要な措置を講ずるよう努力義務を課している。

## 1. 育児・介護休業法上の配慮規定

### 育児・介護休業法 第24条第2項

事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業若しくは介護休暇に関する制度又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 2. 指針上の配慮内容に関する規定

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（抄）

第二 事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

十三 法第二十四条第二項の規定により、介護休業の制度又は法第二十三条第三項に定める措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるに当たっての事項

- (一) 当該措置の適用を受けるかどうかは、労働者の選択に任せられるべきものであること。
- (二) 次の事項に留意しつつ、企業の雇用管理等に伴う負担との調和を勘案し、必要な措置が講じられることが望ましいものであることに配慮すること。

イ（略）

ロ 当該労働者がした介護休業により法第十一条第二項第二号の介護休業日数が九十三日に達している対象家族についても、再び当該労働者による介護を必要とする状態となる場合があること。

ハ（略）

ニ 要介護状態にない家族を介護する労働者であっても、その家族の介護のため就業が困難となる場合があること。

ホ（略）